

Title	デュルケーム社会学における根本問題：晩年の講義録「道德教育論」を中心として
Sub Title	On the basic problems in E. Durkheim's sociology : with reference to his work "L'Education Morele"
Author	仲, 康(Naka, Yasushi)
Publisher	三田哲學會
Publication year	1961
Jtitle	哲學 No.39 (1961. 3) ,p.9- 28
JaLC DOI	
Abstract	E. Durkheim's "L'Education Morale" is the lecture in the primary course on the Science of Education which he had delivered in the Sorbonne, in 1902-1903. The lecture consists of Introduction and two parts. Intending to establish the moral education on the basis of secular morality in the introduction, he proposes, "When we attempt to secularize the moral education, we must discover moral forces, release them from religious symbols, and explain them in terms of rationality. In rationalizing morality, we must not loose some of its component elements, but we must enrich it with new elements." In the first part of the lecture, he analyzes the secular morality and points out its three elements: "l'esprit de discipline", "l'attachement aux groupes sociaux" and "l'autonomie de la volonte". Symmetrically to the first part, the second part comprises three sections: "sur l'esprit de discipline", "sur l'esprit d'abnegation" and "sur l'autonomic de la volonte", studied primarily from the pedagogic viewpoint. We may be able to look into the basic problems in his sociology through the study of his sociological approach to the moral education.
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00150430-00000039-0009

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

デュルケーム社会学における根本問題

——晩年の講義録「道德教育論」を中心として——

仲

康

一八九五年に刊行された「社会学的方法の諸基準」(Les Règles de la Méthode Sociologique)のなかで、エミール・デュルケームが主張した社会学に対する基本的態度は次のようなものであつた。

すなわち、同書の第二章、「社会的諸事実の観察に関する諸基準」の冒頭において、第一のそしてもつとも基本的な基準は、社会的諸事実を物 (*la chose*) として扱うことであることを指摘した。そして、この書物が世に出るや否や、多くの学者達によつて就中批判の対象とされた箇所は、この「物として扱う」の一句であつた。彼等はこの短い表現に対して、これは社会的世界における諸種の実在を外部的世界における諸種の実在と同一視するものであり、別の表現を用いれば、精神的事象の如き存在に関する諸種の上位形態を物質的事象の如き諸種の下位形態に引き下げて論ずるものである。このことはとりも直さず一種の唯物論的解釈を人間事象に下すことに他ならないと判断して、強い批難の言葉を浴せたのであつた。

これらの批難に対するデュルケームの反批判は、同書第二版の序文の中に記されている。かれは、「それらの批難は、私の言葉を誤解した結果おこつたものであり、私は決して社会的世界の諸実在を物質的世界の諸実在と同一視するものでもなければ、精神的事象を物質的事象に還元して解決しようとするものでもない。それどころか逆に、後者の世界に対して万人が認めている実在性と少くとも同等のものを前者の世界にも認めてやつて欲しいといふのである。事実、私が主張する社会的諸事実は物ではあつても、物質的な物 (*les choses matérielles*) ではない。たとえ性質を異にするにせよ物質的な物と同じ資格における、強いていえば社会的な物 (*les choses sociales*) であろう。」と自己の立場を明確にしようと努めている。

「社会的諸事象を物として扱わなければならない。」というデュルケーム社会学の第一の命題の背後には、オーギュスト・コントが提唱し、なおかつ果しえなかつた所の実証主義の立場がひそんでいることを見極めなければならぬ。

すなわち、一つの新しい現象領域が新しい科学の対象とされる場合、一般にその現象に関する常識的観念、先科学的観念がすでに形成されているのが普通であろう。そして、新たに誕生する科学は自ら直接に「現象それ自体」へアプローチすることを怠つて、ともすれば、この既成の常識的観念に立脚して出発し勝ちである。デュルケームは、「そのとき我々は諸種の物を観察、記述、比較する代りに、我々のもつ諸種の既成観念を意識し、分析、綜合することに満足している。しかし、それでは実在に関する科学が作りあげられる代りに、単に一つの観念的分析が試みられているのに過ぎない。」と指摘している。科学はそこでは、物から観念への実証的科学的な方途を辿らずして、反えて逆に観念から物への方途を辿ろうとするのである。

デュルケームが極力排除しようとしたのは、このような誤つた方法であり、あらゆる常識的観念を排除して、あくまで社会的事実そのものへのアプローチ、まず諸事実の客観的観察から出発する実証主義の立場に立脚していたとみなければならぬ。従つて、「物として扱う」というかれの基本的態度は、一部の学者達が批難した如き唯物論的見方を主張したものでなくて、「科学的研究態度にわざわざいするあらゆる常識的観念、先科学的観念を組織的に排除しよう」という科学的態度の第一歩とみるべきであろう。

しかし、こゝに一つの難しい問題が起つてくる。多くの諸科学の中でも、常識的観念から出発しがちであり、また歴史的にみてそうであつた誤れる傾向、それが特に顯著にみられるのは社会学の領域である。社会学の扱う人間事象は自然科学の扱う自然現象と根本的に異つて、たゞ人間によつてのみ実現化されるもの、人間的諸活動の所産であり、それ故にこそ、それらは人間精神のうち存在する種々の観念の外的な表現に他ならないものと解され易い。従つて、自然現象に関しては、事実から出発することを当然とする人々も、人間事象に関する限り、自己の観念から出発する傾向を拭い難い。しかしデュルケームによれば、それにも拘らず、社会的諸事実は物であり、物として処理されなければならない。諸事実を物として扱うことは、科学の出発点を形成する種々のデータの資格において、諸事実を扱うことを意味している。

かようにみてくれば、デュルケームの「社会的諸事実を物として扱う」は存在論的に解釈されるべきでなく、あくまで方法的に解釈されるべきであろう。すなわち、この短い句が表明しているものは、我々社会学者にとつて、所与の社会的諸事実は未知のものであり、未知の諸事実がもつ種々の性質は、内省のみによつてまた常識的観念を通じては決して正しく把握されえない。かゝる事柄を根本的原理として研究に着手することであろう。

ところで、このような実証主義的立場から、デュルケームが前掲同書のなかで展開し強調していったものは、我々社会学者にとつて余りにも周知の個人に対する社会の外在性、先行性、優越性、拘束性であつた。

個人と社会の問題は、ひとりデュルケームにとつて根本的な問題であるばかりか、十九世紀から二十世紀の今日に至るまでのフランスの社会学において、もつとも重要な課題であつたといえよう。(例えば、この問題に関して、現代フランスの社会学者、ギルヴィチは、デュルケームの社会学体系において、その処理の仕方に関し一方的であるとみなされていた個人と社会の問題、従つてまたデュルケーム社会学の未解決となつている点について、その著、「社会学の現代的課題」のなかで、個人と社会の問題を微視と巨視の二つの視点からとりあげ、社会的結合 (la sociabilité) の諸形式、集团的結合 (le groupement) の諸類型の分析・検討を通じて、かれ独自の包括的諸社会 (les sociétés globales) に関する類型論を展開している点は注目し値する。) (G. Gurvitch, *La Vocation Actuelle de la Sociologie*, 1957)

本稿では、上述の如く「社会学的方法の諸基準」の中で、社会的諸事実を物として扱う実証主義の立場から、個人に対する社会の外在性、先行性、優越性、拘束の諸特性を主張したデュルケームが、この個人と社会の問題を「道德教育論」(L'Education Morale, 1934) においてどのように展開していったかを検討していつてみたい。

「道德教育論」は、一九〇二年から翌年にかけて、ソルボンヌ大学においてデュルケームが最初に行つた講義であつた。この一連の講義録の中から、次の二つの点に関して、デュルケームの基本的態度をくみとることが出来ると思ふ。

一 道德それ自体に対する考え

「道德教育論」においてデュルケームのまず意図したものは、道德教育を科学的合理的に探求することであつた。

すなわち、合理的な道德教育 (*L'education morale rationnelle*) が成立しようということは、科学の根底に横たわる一つの原理的要請、「実在の中には、人間理性に逆うとみなされるものは一つも存在しない。」(前掲同書、四頁参照) ということに基くものであつた。

デュルケームは、こゝで科学的原理の根本的性格を科学それ自体の歴史的発展にあとづけて、道德生活の諸現象が存在する極めて高次元の世界も、合理的な関係を維持する低次元の自然現象の世界とひとしく、この原理に基いて処理されなければならないとした。

すなわち、そのためには、道德それ自体の中から神秘的宗教的な要素を拭い去つて、道德を非宗教的な合理の世界に引戻してこなければならぬ。非宗教的・合理的な道德の存在を主張し、而してこれを科学の対象として扱うことがデュルケームの第一の意図とみることが出来る。

デュルケームによれば、非宗教的・合理的な道德の存在は論理的に可能であるばかりか、事実として歴史的にも諸社会にみとめられうることであつた。

たとえば、未開社会の道德は、明かに我々の属する現代社会の道德と本質的に異なるものである。未開社会の諸成員を支配した重要な義務は、その大部分において、人間間の義務でなくて人間の神に対する義務であつたといえる。従

つて、この社会においては、人間道徳 (la moral humaine) は殆んど無視されていたといつても過言でない。かかる状況においては、道徳教育も道徳それ自体も、本質的に宗教的であつたとみななければならない。

しかし乍ら、時代の進むにつれて、諸社会における人間間的義務が増加し優勢となるにつれて、上述の如き宗教的義務はその力を弱めてくる。「人間の神に対してまずなすべきことは、人間相互の義務を遂行することである。」(前掲同書、七頁参照) この段階における社会では、神は道徳の中において重要な役割を演じてはいるが、しかしそれは道徳の擁護者としての役割であり、道徳的規律は神のために設定されたものでなく、人間相互のために設定されたものとなつてくる。

かくして、我々のなすべき義務や道徳の意味内容は、それまで基盤としていた宗教的諸觀念との絆の大部分を、時代の推移と共に次第にたち切る方向に働いているといえるだろう。

以上の如く、デュルケームの意図したものは、道徳の人間化、非宗教化、合理化を徹底させること、あらゆる神学的觀念から全く独立した道徳を建設することであつた。

しかし、道徳と宗教の関係は歴史的にみても決して単純なものでもなく複雑に絡みあつている。宗教的な種々の象徴は、道徳的実在に単に外部から表面的に覆いかぶさつていゝるものではなく、長い歴史の経過と共に内面的に道徳的実在と結びつきあつていゝるものとみななければならない。「宗教的生活の中心であつた神は、道徳的秩序の最高の保証者でもあつた。」(前掲同書、九頁参照) し、道徳の領域は一つの神聖なる領域であり、それが包含する一切のものは、一種独特の威厳と神性を附与されているようにも思われたのである。

道徳はかくの如く長期に亘つて、一種の威厳と神性をもつた準宗教的性格を帯びて今日に至つた。従つて、道徳並

びに道德教育を非宗教化、合理化する名目のもとに、道德それ自体のうちにこれまで長期に亘つて内面化してきた宗教的な要素を無造作に排除しようとすることは危険な作業といえる。何故なら、そうすることによつて、同時に道德それ自体に必要な不可欠の要素までも除去してしまふ怖れが存在し、それはとりも直さず合理化の名目の下に、実は道德内容の貧困化を敢えて行ふ作業に他ならないからである。そこで、この危険な作業を避けるためには、宗教的な觀念の根底に隠されていた道德的実在 (la réalité morale) を探求し、とり出し、その実在が如何なるものから出来ているか、またその固有の性質は如何なるものであるかを合理的な言葉で表現してゆかねばならない。それは、簡明な言葉でいえば、長期に亘つてもつとも本質的な道德的觀念の担い手として役立つて来た宗教的な諸觀念に代わるべき、合理的な何物かを発見することである。

一一 道德性 (la moralité) の分析

以上の如き基本的態度に基いて、デュルケームは道德性の要素分析を行つた。そして、その第一の要素として指摘されたものは、規律の精神 (l'esprit de discipline) であつた。デュルケームはまず道德を一つの事実として認めることから始める。

一般に道德的とよばれる一切の行為に共通な性格は、「すでに樹立された種々の規準に適合する。」(前掲同書、二一六頁参照) ということである。道德的に行動するとは、一定の規範に従つて行動することに他ならない。従つて、道德の領域は義務の領域であり、道德は人間の行為を予め決定付ける行為規準の諸体系からなつていともいえる。

我々が道徳を一つの社会的事実としてあるがまゝに観察するとき、道徳は如何なるものによつて構成されているであらうか。それはすなわち、種々の状況に応じて人間の行為を規定する一定の諸規準からなつていて、それを見出すであらう。そして、この諸規準は、個人に内在的なものとしては一定の習慣（規則性）となつて現れ、外在的には個人に対する優勢な力（権威）となつて現れてくる。

道徳はすでに指摘された如く一定の諸規準の統合化されたものであり、人間の行為を規準化することが道徳のもつ本質的機能の一つである。それ故、道徳のもつ第一の特性は、規律性 (*la régularité*) にあるといえる。

「道徳的行為とは、今日まであつた所の行為が明日にも亦通用するものでなければならぬ。従つて、道徳性は同一の状況において同一の行為を繰返えす一定の能力を具備することをまず前提とし、その結果、道徳性は種々の習慣を作る一定の能力や一定の規律性を必要とする。」（前掲同書、三十一頁参照）

だが、道徳のもつ今一つの特性、すでに指摘されてきた所の前者に劣らず重要なものは、規準 (*la règle*) という觀念それ自体をより分析することによつてえられる。

規律性 (*la régularité*) が、個人の習慣に関連する意味において「個人に内在化する諸力」であるのに反して、規準それ自体は「個人に外在化する何物」かである。而してそれは道徳それ自体がもつ權威性 (*la autorité*) である。

權威性とは「我々が自己よりもすぐれたものとしてみとめる道徳的なあらゆる諸力が、我々に対して及ぼす拘束性」（前掲同書、三十三頁参照）を意味している。

そも／＼道徳生活の根底には、この個人に内在化する規則性 (*la régularité*) と個人に対して外在的に存在する權威性 (*la autorité*) の二つの要素が横たわつてるとみななければならぬ。しかもこれら二つの要素は相互に密接な

関連をもち、これら両者を統一化する新しい観念として、デュルケームは「規律の精神」(l'esprit de discipline)をもつてくる。規律 (la discipline) は一方において人間の行為を規準化すること(内面化して習慣付けること)を目的としてもつているが、他方において規律はこの権威性がなかつたならば個人に対して機能しえないものである。「道德は本質的に一つの規律である。すべて規律は二重の目的をもつている。一は、個人の行為においてある一定の規則性を実現化させること、換言すれば、個人の意志に種々の習慣を附与することであり、二は、個人に対してその個人の視野を限界付ける一定の目標を設定すること、換言すれば、個人の意志に強力な拘束を加えることである。」(前掲同書、五十四頁参照)

かくして、道德性の第一の要素として、個人にとつて内在的な規則性 (la régularité) と外在的な権威性 (la Autorité) を統合化する一つの新しい観念、「規律の精神」(l'esprit de discipline) が登場してくるのである。

道德性の第二の要素として指摘されたものは、「社会集団への結合」(l'attachement aux groupes sociaux) であつた。

デュルケームによれば、そもく人間によつて追求される目的には二重のものが存在する。一は、個人的な事柄に関するものであり、二は、社会的な事柄に関するものである。

ところで、前者の如く単に個人的な事柄に関する目的を追求するための行為は道德的とはいわれえない。後者は行為者が他者または集団に関連して追求する目的を意味しており、一方道德的行為とは超個人的な目的を追求する所の行為である。すなわち、道德の領域は個人を超越した所に始り、道德は個人に外在し本質上超個人的なものであるといえよう。「そもく、個人の他にはそれらの結合によつて生じた集団、すなわち社会しか残らない。道德的に行動

するとは、この集合的利益のために行動することに他ならない。」(前掲同書、六十八頁参照)

かくて、デュルケームがこゝにおいて樹立しようとした一般原理は、「真の道德生活の領域は、集合生活の領域が始まる所に存し、換言すれば、我々が社会的存在となるにつれて、我々はより道德的存在たりうる。」(前掲同書、七十―三頁参照)であつた。そして、社会集団への結合が、道德性の第二の要素とし指摘された理由は実にこゝにあつたのである。

しかし、こゝで注意すべきことは、この社会集団への結合がデュルケームによれば、外部からの拘束に基くものであつてはならず、それは個人の内面からの希求に基くものでなければならなかつたことである。そして、そのためには、個人と社会の間に内面的な繋りを必要とするであろう。事実、デュルケームによれば、社会はいうまでもなく我々を超越していると同時に、社会は我々のあらゆる部分を貫通している。すなわち、社会は我々の外にあつて我々を外部から圍繞していると同時に、我々に内在するものである。社会と我々との間には、かように密接な而も強力な絆が存在している。それは社会が我々個有の存在の一部を形成し、又ある意味において我々自身の最良の部分を構成しているからである。

かくして、社会は個人に対し外在的・超越的であると同時に内在的でもある。道德性の第一の要素が、外在的・超越的なる社会を基盤として成立しているのに対して、この第二の要素は、社会が個人に内在化し、最良なる部分を構成する限りにおいて成立しうるのである。道德性の第一の要素が、義務 (*le devoir*) を契機として絶対至上の権威性をもつて個人に臨み、外部から規則性を要求するものであるとするなら、道德性の第二の要素は、善なるもの (*le bien*) を契機として個人の内部からよろこんで希求されるものなのである。

而して、前者の義務 (le devoir) と後者の善なるもの (le bien) を統一するものとして、デュルケームは社会的な実在 (la réalité sociale) を設定する。すなわち社会は「前者の面よりみれば、個人によつて羨望され畏敬されるものであり、後者の面よりみれば、個人を救済する神」(前掲同書、一〇五頁参照) としてとらえられているのである。

道德性の第三の要素として指摘されたものは、「意志の自律性」(l'autonomie de la volonté) または「道德の知性」(l'intelligence de la morale) とよばれるものである。

すなわち、道德性は単に一定の行為を反復的に遂行することに存するだけでなく、さらにこれらの行為を規定する諸規準が、自由に個人によつて欲求せられ、受容されるものでなければならぬ。この個人の自由な意志による受容は、知性の光によつて照明された受容に他ならないであろう。

道德に関する諸規準、我々はまずそれらを受動的に受け入れることから着手する。子供が教育によつて外部から受け入れるのがその顕著な例である。この限りにおいて、道德は權威性 (l'autonomie) をもつて個人に対し拘束を加えてくる。しかし、我々はそれだけに止るものではない。我々は知性 (l'intelligence) をたえず磨くことによつて、それら諸規準の種々の特性、条件、存在理由を探究することが可能である。換言すれば、道德について科学することが可能である。この科学が完成した暁、我々の他律性 (l'hétéronomie) は消滅して、我々は道德界の征服者となるであろう。意志の自律性 (l'autonomie de la volonté) はこゝに確立されてくる。

この段階に至れば、「道德の世界は、もはや我々にとつて外在的であることを中止する。何故なら、道德的世界は明晰なる觀念によつて我々の内部に表明されるものとなるからであり、我々はこの世界における諸関係のすべてをみ

きわめるであろうし、我々が道徳的世界を認識するにつれて、自由にこの世界に同意することが可能となつてくる。」
 (前掲同書、一三三三頁参照)

この道徳性に関する第三のそして最後の要素は、非宗教的道徳 (la morale laïque) として独自の性格を構成するものである。何故なら、論理的にみて、この要素は宗教的道徳 (la morale religieuse) のなかでは位置を占めることが出来ないものであるからであり、そしてこゝに道徳に関する一つの精神科学が成立する余地がある。デュルケームによれば、「道徳性の第三の要素は、自然すなわち観察されうる實在の領域に与えられた科学によつてのみその存在が可能であるから、道徳的諸事實は神の啓示に基くものでなく、実に人間理性の啓示によるものなのである。」(前掲同書、一三三八頁参照) たしかに、宗教的道徳の支柱をなしていた神は我々人間界の外にあり、この限りにおいて科学の対象外にあつたといえる。従つて、道徳がかりに神に依據し神を表明しつゞけるものであるならば、道徳それ自体も亦、我々人間理性によつて処理しえないものとなつてくるであらう。事実、前にも指摘してきた如く、教世紀の長い期間に亘つて道徳が宗教的諸体系に結びついてきた密接な連帯性のために、今日なお道徳をいわゆる科学の対象外におきたがる一群の人々が存在することは否定し難い。かゝる人々はデュルケームの表現をかりれば、「道徳を他の社会的實在と同等の資格において捉える権利を人間的思惟から剝奪し、科学的研究手段では到達しえない神秘の世界に道徳と共に入りたがる人々」なのである。たしかに、道徳を自然現象と同等の資格において処理しようとするれば、「瀆神行為」にも似た一種の悪徳の問題を提起しかねない。

しかし、この悪徳行為も、道徳から権威性や尊厳性を除去することなしに道徳の合理的探求をなすことが出来れば、この行為も正当化されえよう。デュルケームは、宗教的道徳において最高の権威、尊厳を維持して来た神に代る

ものとして、神の具現化されたもの、実体化されたものとしての「社会」を非宗教的徳徳の支柱となすことによつて、「徳徳のもつこの権威性、尊厳性を説明し、完全な科学的解釈を徳徳に下すことに成功し、徳徳の今迄維持してきた意義内容を貧困化することを避けえた。」(前掲同書、一三九頁参照)のであつた。

以上の如きデュルケームの晩年の講義録、「徳徳教育論」を詳細に検討するとき、そこにデュルケーム社会学について従来から指摘されてきた古い側面と、今迄余りかえりみられなかつた新しい側面が指摘されうらと思ふ。

前者については、まず第一に、徳徳的諸事実を社会的諸事実の一つとみ、これを社会的物 (*les choses sociales*) として合理的・客観的に扱う基本的態度があげられよう。すなわち、「実在の中には、人間理性に逆うとみなされるものは一つも存在しえない。」という基本的要請に立脚している点がこれであろう。

デュルケームはこゝで新しい「教育の科学」(*la science de l'éducation*)の樹立に関連して、上述の如く科学的原理の根本的性格を規定し、これを科学それ自体の歴史的発展に跡付けて証明しようとして試みたのである。かれによれば、人間理性が実在に身を委ねたとき、理性による世界の征服が開始されたときに、初めてこの原理は科学的要請としての一つの資格を獲得する。科学はそれが樹立されるや否や、それが可能であること、また事象が科学的な言葉で合理的に表明されうらることを当然要請しなければならない。それまで単なる空想や予測にすぎなかつたものが、科学のもたらす諸結果の前に次々と姿を消すに至る。科学は諸事実の結合している種々の関係を発見し、これらの事実が相互に合理的な関係で結合しているのを証明してきた。科学的進歩は止ることを知らない。とはいへ、これは科学が実在のすべてを征服しうるものだということを意味するものではない。たゞ上述の合理的原理は、多くの人々がつ

ていた、「実在のなかのある領域は、如何にしても科学的思惟に委ねることが出来ない。」という諦観を否定するのである。科学発達の歴史がこのことを証明している。科学はある時期において、もはやこれ以上進歩しえない限界に達したとみられた。しかし、次の瞬間、科学の進歩は人々の予想を裏切つて、その限界を乗り越え、未開拓の領域へと歩を進み入れている。「物理学や化学が成立したとき、科学はもはやその領域内に止まり、生命の世界は神秘に閉ざされたまゝ、科学的思惟の力の及ばぬ所とみなされてきた。しかし、生物学が成立し、次いでこの科学を基盤としつゝ、心理学が心理的諸現象のうちにもみられる合理性を発見してきた。とすれば、残された最後の領域、道徳現象に関する諸領域も如何にして例外たりえようか。」(前掲同書、六頁参照) デュルケームの反問はこゝにはじまる。「そもそも、人間理性の進歩に対立すべく構築されてきたこの最後の砦が、他のそれに比して難攻不落な理由のある筈がないであらう。」(前掲同書、六頁参照)

デュルケームの道徳に関する科学、道徳的生 (*la vie morale*) の諸現象を自然現象とひとしく合理的に処理しようとする科学は、実にこの点に立脚しているといえよう。道徳が合理的な物であり、人間理性から生起する種々の観念や感情のみを利用するものであるならば、道徳を人間の内部に植えつけるにあつて、理性を拒否する諸手段に訴える必要は、デュルケームにとつて少しも認められなかつたのである。

第二に指摘されうる点は、道徳的諸事実を歴史的存在として扱つたデュルケームの歴史性尊重の立場であり、かつこの立場に立脚して帰納論理をこゝに適用していることであらう。

デュルケームによれば、非宗教的・合理的な道徳の樹立は論理的に可能であるばかりか、事実として歴史的に諸社会に観察されうるものであつた。かれはこゝで前にもみてきた如く未開社会における道徳と現代社会における道徳

とを比較検討し、その本質的差違を指摘し乍らも、あらゆる時代、あらゆる社会にいわゆる道德なるものが、一つの社会的事実として客観的にとらえられうることを認めたのである。

質的に相異なる未開社会の道德が、時代の進歩と共に、デュルケームが主張する如く、かくも画一的に現代社会の道德へと質的移行をなしとげてきたかどうか。そこには、A・コントやH・スペンサーのかつて主張してきた人類社会の画一的進歩の観念がひそんでいるようにもみられよう。しかし、デュルケームがたえず論理的分析を下す一方、歴史と共に歩んできた諸社会の内部に観察の眼を向け、個々の事実をそこに実証し、帰納的に論理を再構成する態度は見逃すべきでないであろう。このことは、「社会学的方法の諸基準」のなかで社会学独自の研究方法として主張された「共変法」(la méthode des variations concomitantes)や、同書及び「自殺論」(Le Suicide, 1897)において展開された、「社会的諸事実の平常型と異常型の分類に関する第一の基準」、すなわち、「ある社会的事実が一定の発達段階にある特定の社会類型にとつて平常的であるといわれうるためには、同種の而も同程度の発達段階にある諸社会の平均中に、この種の社会的事実がみとめられうることを必要とする。」にみられるように、またその他の諸著作、「社会分業論」(De la Division du Travail Social, 1893)「宗教的生活の原初的形態」(Les Formes Élémentaires de la Vie Religieuse, 1912)「教育と社会学」(Education et Sociologie, 1922)など一貫して流れているデュルケームの態度であると思う。特に、「道德教育論」に近く、比較的晩年になされた「教育論」において、教育を一つの社会的事実と規定し、諸社会における教育を実証的に観察することによつて、「教育の目的は単的にいつて社会化 (la socialisation) にある。」とした立場は、「道德教育論」におけるそれと軌を一にするものである。

デュルケーム社会学において、歴史性が尊重され、帰納論理が重視されていた点は以上みてきた通りであるが、さ

らに、分析、綜合の諸論理がそれらの文脈の中に縦横に駆使せられていた点も指摘されえよう。たとえば、「道德教育論」における道德性の要素分析において第一にあげられたものは、個人に内在化する習慣（規則性）であり、また他面、個人に外在化する優勢な力（権威性）であつた。而して、これら二者を統一するものとして「規律の精神」が第一の要素としてあげられた。また、第二の要素、「社会集団への結合」の項において、第一の要素が義務（le devoir）を契機として絶対至上の權威をもつて個人に相對し外部から規則性を要求するとすれば、この第二の要素は善なるもの（le bien）を契機として個人の内部から希求されるものであつた。而して、この義務と善なるものを統一するものとしてデュルケームは社会的實在を登場せしめているのである。

デュルケームは、これまであげられてきた以上二つの点に立脚して、社会の個人に対する外在性、優越性、超越性を主張し、道德の支柱であつた神の代りに、個人を超越し個人を支配する社会なる實在を定置せしめたのであつた。そこでは、社会は個人にとつて内部から善なるものとして希求されたもの、個人の内部にあつて最良なる部分を構成するものであり、ついには、「宗教生活の原初的形態」においても指摘された如く、社会は神の具現化された姿にまで高められたのであつた。そしてかゝるデュルケームの主張、「社会は神である」という終着点は、多少の誇張はあつたにせよデュルケームが社会的事實を物としてとらえ、これを実証的に研究していつた場合、ある意味で当然の帰結であつたかも知れない。しかし、だからといつてデュルケームが個人の社会に対する全き無能力性を認めていたとみるのは早計に過ぎるであろう。デュルケーム社会学において、今迄比較的指摘されえなかつた一面、そしてこの側面がデュルケームが十九世紀末から二十世紀初期の間に社会学を集大成するにあつて、かれ本来がもつとも望んでおり乍ら、而も未解決のまゝ提示された側面ではないであろうか。

我々がまず第一に注意しなければならないのは、社会と個人の問題に関して、デュルケームが必ずしも終始一貫して社会の個人に対する外在性を主張しただけに止つていたのでなく、晩年においては、社会の個人への内在化をも認めていた態度であらう。

この態度は、道徳性の第二の要素、「社会集団への結合」において、社会の個人に対する優位性、超越性を認め乍らも、他方において、社会の個人への内在化を主張する所に認めることが出来ると思う。

すなわち、ここでは個人の社会集団への結合が、外部からの拘束に基くものではなく、個人の内面から望まれたものでなければならなかつた。そのためには、デュルケームによれば、社会と個人との内面的な結着を必要とし、社会は「我々を超越していると同時に、我々のあらゆる部分を貫通しているもの」であつたのである。道徳性の第一の要素が個人に対し外在し超越する社会を基盤として成立するのに反して、第二の要素は社会が個人に内在し、個人の内部において最良なる部分を構成する限りにおいて成立したのである。

このようなデュルケーム社会学における新しい側面、一見すると社会の個人に対する外在性、拘束性から出発したかれ本来の社会学理論と矛盾するような立場は、「道徳教育論」において初めて展開されたものでなく、「教育論」においてもすでに看取することが出来る。

「教育論」において、デュルケームは個人のなかに二個の存在を措定する。この二個の存在は現実には融合しあつてゐるが、抽象的には分離しうるものであるとし、前者を個人的存在、後者を社会的存在と名付けてゐる。この社会的存在は、我々が生物学的個体として先天的に有するものでなく、我々が一成員として参与する諸社会が、長期に亘つて徐々に作りあげてきた一定の行動様式と密接な関係を有している。社会は自らの存立維持のために、この一定の行

動様式を個人的特性しか身につけていない子供に対して教えこまなければならぬ。デュルケームによれば、教育の任務は実にこゝに存する。社会は新たに生れた主我的・非社会的存在者に、その社会の道徳的・社会的生活を営みうるような「社会的存在」を迅速な手段によつて個人の中に育成してゆかなければならぬ。

デュルケームの主張する教育の任務がこゝにあるとすれば、この考えは教育によつて社会的存在が個人の内部に形成されるのであるから、社会の個人への内在化作用は、すでに「教育論」においても指摘されつゝあつたとみるべきであらう。

社会と個人の問題は、以上みてきた如く、デュルケームにとつて必ずしも一方的に論じられたものでなく、相互的に処理する少くとも意図をデュルケームがもつていたと解釈されるべきであるが、ところでこの問題に関連して、いま一つ注目されなければならないのは、社会と対比される個人が、デュルケーム社会学において、単なる個人として一義的にとらえられているものでなく、多義的にとらえられていることである。デュルケーム自身、必ずしも個人に關してこれらの區別を明確にはしておらないが、「教育論」にみられる「社会的に未成熟な子供」としての個人や、平均人としての個人と、「社会学的方法の諸基準」の後段に、社会変動の一要因として指摘された「反社会的存在」、またはソクラテスの如く既成の社会規範を打破して新しい社会の樹立を目指す社会改革の指導者、「エリート」としての個人がこれらであらう。従つて、デュルケーム社会学において、社会と個人の問題をとりあげて検討してゆく場合、これを一義的でなく多義的にみてゆく必要があるであらう。

デュルケーム社会学において、新しい側面として指摘された第一の点は、社会の個人への内在化であり、第二の点は、多義的にとりあげられた個人であつた。

この二点に立脚して、個人の社会に対する逆の働きかけ、個人の他律性から自律性への移行が、道徳性の第三の要素、「意志の自律性」または「知性の閃き」となつて現れてくるのである。そこでは、個人の社会に対する優位性が強調されてくる。

ところで、このようなデュルケーム社会学にとつてもつとも秘められていた側面は、「道徳教育論」の後段において初めて現れてくるものであろうか。

例えば、初期の労作、「社会分業論」において、その底を流れているものは、諸個人の同質化の反面、異質化に基づく分業の発達、それに由来する社会の進歩についての観念ともみられるだろうし、これに関連して後期の「教育論」においてデュルケームが教育の機能としてあげているものを綜合してみると次の二つになる。

一は、教育の消極的機能ともいわれるべきもので、集団生活が要求する本質的な種々の類似性を予め子供の心にうえつけ、そうすることによつて、教育は社会の同質性を永続せしめ、集団の結合を強固ならしめる。

二は、教育の積極的機能ともいわれるべきもので、諸個人をして多様化し専門化せしめる。社会にはある種の差違がなければ、一切の協働は不可能であるから、教育は諸個人の異質性を助長し社会進化の原動力となる。

この後者の点においては、明らかに個人は教育を受けることによつて、新しい社会の創造に機能するものといえよう。

個人による新しい社会の創造は、すでにふれた如く、「社会学的方法の諸基準」において、デュルケームがアテナイ社会におけるソクラテスの例をとりあげつゝ論及してきた点でもあつた。

従つて、個人の社会に対する優位性の問題は、デュルケームにとつてきわめて基礎的な問題であり、その全著作を

通じてデュルケームの関心事であつたとみるべきであろう。晩年の講義録「道德教育論」はその一つの結着点を見出そうとする努力の結晶に他ならないであろう。